

時事評論
現代を
読む

森本あんり

(国際基督教大学教授)

3

不穏な民主主義 ——国民審査の矛盾

先日総選挙で、日本は大きな曲がり角を曲がったようである。前回選挙で獲得された自民党議席は、まるでオセロゲームのようにばたばたと民主党へとひっくり返った。その激変に、小選挙区制の怖さを見た人もあるだろう。新しい日本は、半世紀続いた政権の安定を捨て、ブランコのような二大政党制へと移行するのだろうか。

総選挙と同時に、最高裁判所裁判官の国民審査も行われた。実は、期日前投票に出かけて気がついたことがある。審査のための資料がまったくないのである。投票所で問い合わせると、「まだできていない」ということであつた。週の半ばになってようやく各戸に「審査公報」が配られた。調べてみると、「国民審査法施行令」には、「公報は……審査の期日前二日までに、配布する」(第三二条)とある。だから、選挙管理委員会が「法律どおりにやっている」ということにな

るのである。しかしこれは、期日前投票という制度と矛盾しており、明らかに不十分である。同法には「公報」に記載すべき事項も定められているが、その中身は、審査対象となる裁判官が自分で書いたものである。なかには「趣味」を記す人もある。おそらく自分の素顔や人柄を知ってもらうためであろうが、わたしは彼らの素顔に興味がないし、ある趣味がその人の人格を保証するわけでもなからう。裁判官としての資質を趣味で判断するとしたら、それこそ不適切ではないか。

国民審査の制度は、現状ではないかにもおどろきである。×ではなく○をつけることにしたらどうか、本人の自由執筆ではなく公開質問への回答を求めたらどうか、という意見もある。死刑や冤罪、裁判員制度、あるいは思想良心の自由についての見解を尋ねれば、趣味を知るよりよっぽどまじな判断材

料になるだろう。今回の審査直前には、「一票の価値」の増大する格差を容認した裁判官を罷免しよう、という意見広告もあらわれた。だが他方でわたしは、この制度には本質的な無理があると思う。最高裁判官の適性を国民ひとりひとりが判断「できるかどうか」という問いもあるが、むしろわたしは「すべきではない」という気がする。彼らは、ときに憲法判断を下さねばならない。たとい多くの国民の不評を買ってでも、正義のためにはしなければならぬ判断というものがあろう。それなくしては、裁判は単なる世論追従のポピュリズムに墮し、国民審査は嫌いな裁判官を追放するためのオストラシズムと化してしまう。

国民審査を発案したのはGHQだそうだが、アメリカを最初に創った人々は、当初からこの危険を察知していた。だからアメリカの最高裁判事は、ひとたび公私に

わたる苛酷な審査を受けて任職された後は、その地位を終身保障されて審議にあたるのである。民主主義は本来、不穏で不安定なものである。最高裁判所は、民主主義に内在するその不穏さや不安定さから社会を守るために存在する。今回のような多数決の暴風は、今後も選挙のたびに吹き荒れることだろう。最高裁判所は、いわば社会を民主主義の荒波から守る防波堤である。その裁判官を多数決で罷免するべきではない。

多数決の不備は、とりわけ少数者の人権の擁護において露わになる。それは、多数者の論理や投票の浮き沈みに委ねられてはならない。最高裁判所は、多数者や権力者に抗して、少数者や弱者の人権と尊厳を守るつとめをもつ。民主主義は、民主主義を超えるものに支えられてはじめて機能するのである。

(もりもと・あんり)